



タックスヘイブン対策税制の概要 EY税理士法人

外国子会社合算税制(J-CFC税制)の概要

外国子会社合算税制

J-CFC
(Japanese Controlled
Foreign Company)
税制

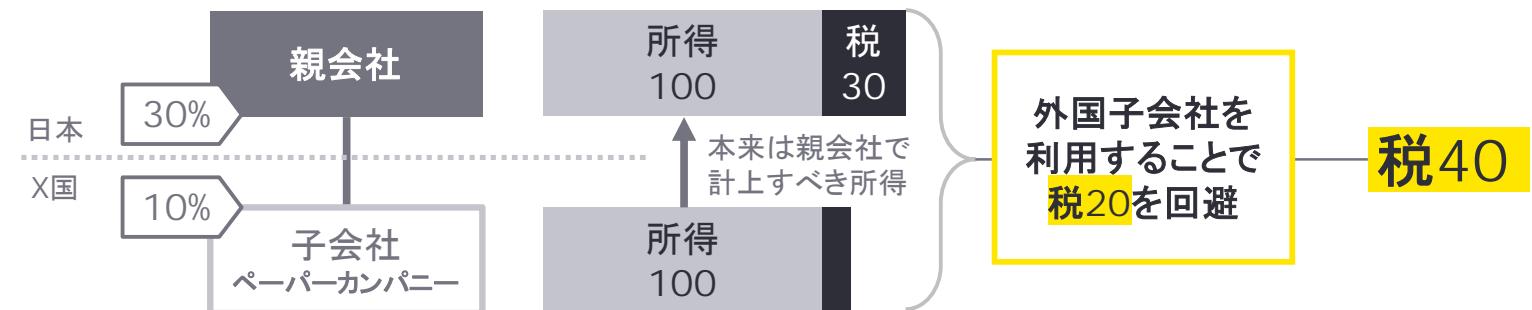
又は タックスヘイブン対策税制

外国子会社を利用した租税回避を抑制するために、一定の条件に該当する外国子会社の所得を、日本の親会社の所得とみなして合算し、日本で課税する制度

外国子会社を利用しない(例)



外国子会社を利用した租税回避(例)

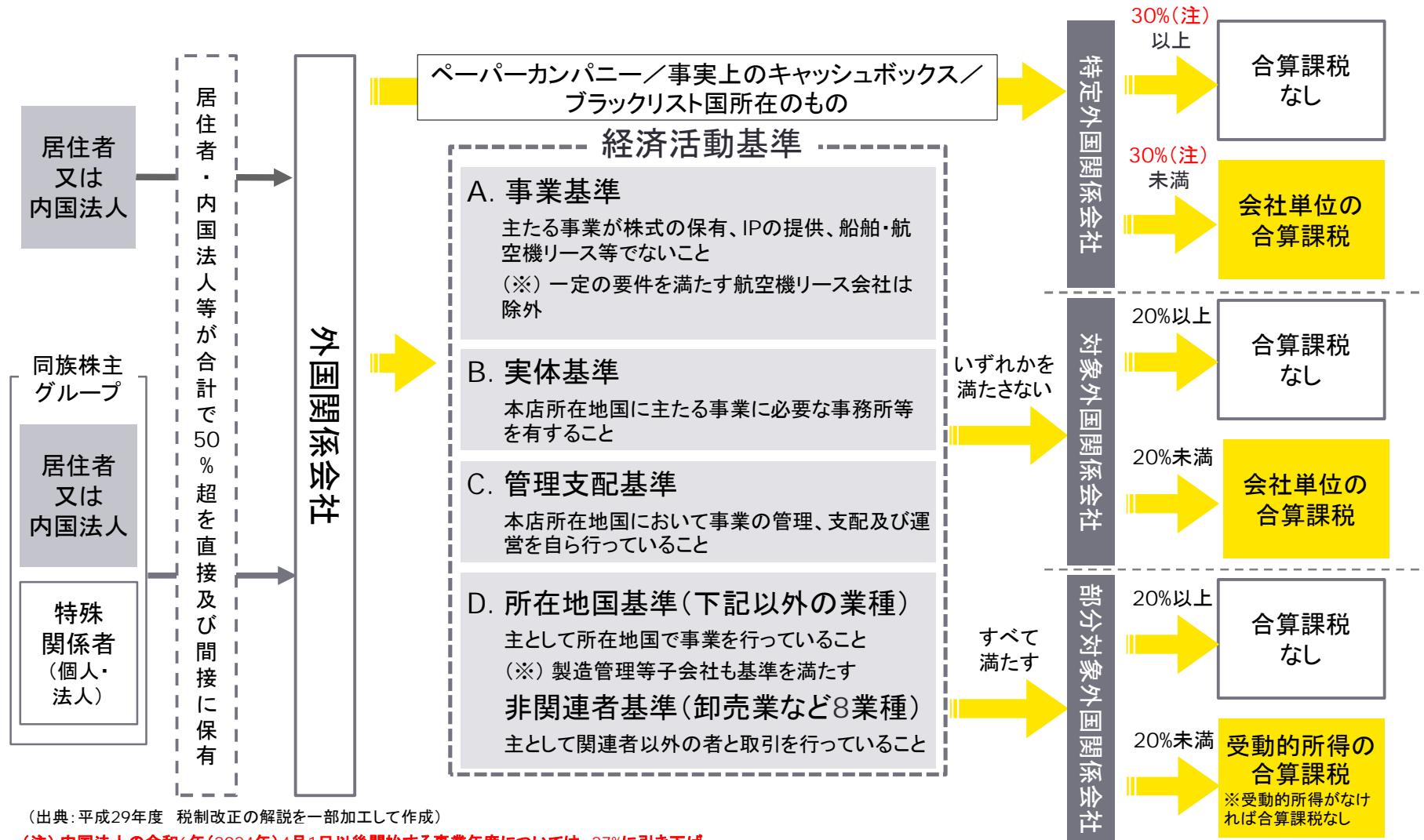


外国子会社合算税制の適用(例)



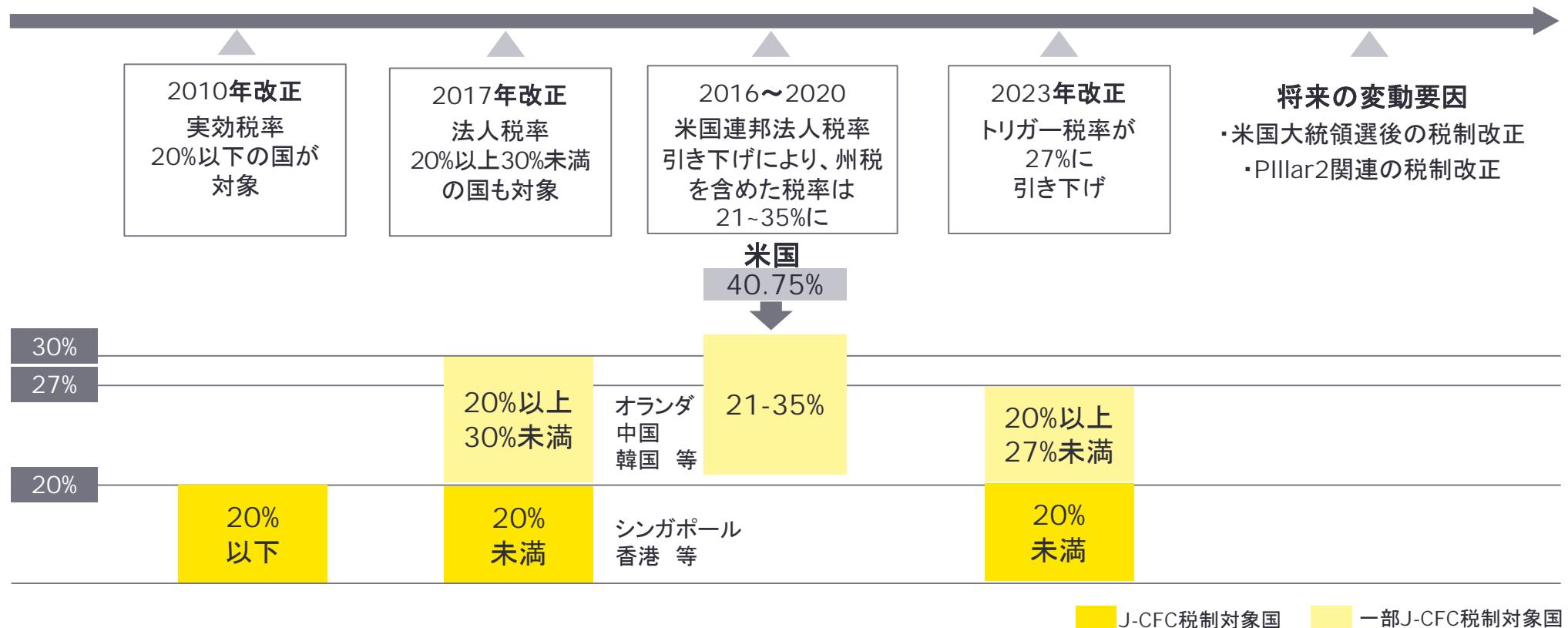
※平成29年8月 経済産業省投資促進課「CFC税制の改正について」を基にEYが編集

外国子会社合算税制(J-CFC税制)の概要



外国子会社合算税制(J-CFC税制)の概要 税制改正・税率の引き下げ

- 2017年度J-CFC税制の改正により、2018年4月1日開始事業年度以降米国・英国・オランダ・中国・韓国等がJ-CFC税制の対象となりました。2018年度以後もJ-CFC税制及び各国の税制が毎年改正されております
- 内国法人の2024年4月1日以後開始する事業年度については、J-CFC税制のトリガー税率が27%に引き下げられます。これにより、米国・ドイツ・インド等では、州税を始めとする地方税を含めた租税負担割合が27%を超え、合算課税対象外となる可能性があります(次頁参照)



EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革及び事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務及びトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2025 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。また、著作権に関して記事、写真、表、図面、グラフなど、本書で提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

ey.com/ja_jp